

令和8年度 上島町新規創業・事業承継補助金交付事業

本補助金では、町内に新たな需要を生み出すこと、町内にあるサービスやその仕組みを改善すること、外部需要の取込み・発展させることなどの地域課題の解決に資する新規創業、事業承継または第二創業に対し、必要な経費の一部を補助することを目的に実施します。

申請期間：令和8年4月28日（火）から令和8年6月30日（火）まで

補助金の額：上限400万円 件数：1件程度

補助率：補助対象経費の3分の2

◎ 補助対象となる各要件（一部抜粋）

補助対象期間：交付決定後から令和9年3月1日（月）まで

補助対象事業：次の条件を全て満たす事業

- ①新規創業、事業継承または第二創業を行う事業であること
- ②町内に新たな需要やサービスを提供するなど、地域課題の解決に資する事業であること
- ③公序良俗に反する起業等でないこと

補助対象者：次の条件を全て満たす者

- ①個人事業の開業届出または法人等の設立を行い、その代表者であること
- ②上記①の代表者が町内に居住していること又は居住予定であること
- ③町内に事業所を置き、町内で事業活動を行う者
- ④町税等を滞納していない者
- ⑤補助金交付後半年以内に事業活動を実施できる者
- ⑥自立的な事業継続が可能な者
- ⑦当町の創業関係補助金の交付決定を受けたことがない者

補助対象経費：設備費・改修費・店舗等借入費・研究開発費・広告宣伝費・従業員の教育訓練費

◎ 提出書類：交付申請書・事業計画書・経費書類（見積書写し）・誓約書など

※詳しくは、募集要項や要綱をご確認ください。

◎ 申請方法：観光戦略課（せとうち交流館）への郵送または持参

◎ お問い合わせ：上島町観光戦略課（せとうち交流館） ※8：30～17：15